

2011/07/13

「RD問題 滋賀県と周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成 23 年 7 月 13 日（火） 19：30～21：45

場 所：栗東市役所 第 1 会議室

出席者：（滋賀県） 藤本管理監、岡治室長、中村課長、井口参事、伊藤主幹、平井副主幹、秦副主幹、清水主査、川端技師
※コンサル 3 名

（栗東市） 武村部長、井上課長、太田係長、梅田主事補

（連絡会） 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計 19 人（北尾団地：欠席）

（傍聴者） 3 名

（県会議員） 1 名

（市会議員） 太田議員、大西議員、片岡議員、田村議員、中村議員、三浦議員

（マスコミ） 4 社

（出席者数 49 名）

司会：皆さんこんばんは、定刻となりましたので、ただ今から、RD 事案に関しまして、周辺自治会の皆様との話し合いを始めさせていただきますと思います。

その前に、ちょっと連絡事項でございますけども、19日の委員会の時に、扇子の忘れものがございました。後、29日の話し合いの時にハンカチとピン留めですかね、髪を留めるやつ、この忘れ物がありましたので、県の方で預っていますので、心当たりのある方は、すみませんけど、県の方までお願いします。

それでは、話し合いの始めにあたりまして、琵琶湖環境部管理監の藤本からご挨拶申し上げます。

管理監：皆さん改めましてこんばんは。本日もまた集まっていたきましてありがとうございます。本日、皆さんとお話し合いをさせていただくわけですけども、去る7月の11日の常任委員会でもって、その前に皆様方にご説明をさせていただきました、今までに出た調査結果と、特に対策工のスケジュールについて、25年度から始めるというような形を前倒しさせていただきたいというようなことを、前回スケジュール表もお渡ししながら説明をさせていただきました。

同様の説明を議会にて常任委員の皆様方に説明をさせていただきました。もちろん、先に来年度に取りかかりたいとして、1年間で出来

る工事でございますので、時間的にも、あるいは対策工の中身につきましても、1年間という期間の中でやれる部分ですので、先だって室長の方からも話しましたように、いろんな形状のものとかあるいはドラム缶で表層部分にあるようなもの、このようなものを出来るだけ速やかに、まずは取り去っていくということからだけでもまず始めさせていただきたい、というような説明もさせていただいたところでございます。

本日の会議につきましては、以前からやっておりました、特に3番の対策工の基本的な考え方について、まず十分に御意見をいただいておりますので、これを中心になるかと思っておりますが、その前に、前回ボーリング調査の位置とかあるいは採水については、委員の皆様方のご意見も聞きながら決めていきたいというかたちで、委員の皆さまからの御意見も聞かせていただきましたので、それをまず説明もしながら、3番目の対策工の基本的な考え方と、これについて皆様方とのお話し合いを進めさせていただきたいというふうに考えております。

大変暑い中でございますが、そういう形で有意義な話し合いをと言うふうに考えておりますので、よろしくお願い申しあげまして、私の冒頭に当たりましての挨拶をさせていただきます。

司会：ありがとうございます。

始めに、お断りさせていただきますが、本日は県、市とRD問題に関わる周辺自治会の皆様との話し合いでございます。傍聴の皆様方からのご発言は受けないこととして進めさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。なお、本日もですね、話し合いは22時までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日お配りしました資料でございますが、次第を含めまして2枚ございます。次第とA3の両面コピーのやつ。ございますでしょうか？あとですね、19日の委員会の説明資料と29日お配りしました追加資料、若干こちらの方ありますので、もしお持ちでない方いらっしゃいましたら、県の方までご連絡をいただければと思います。

それでは、本日の話し合いですけれども、前回の話し合いの確認ということから始めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

住民：えっと、実は前回の話し合いの後に、京都新聞の記事が出まして、大変びっくりをしました。

京都新聞の記事は、話し合いの後に、記者に確認しましたが、県の方に取材をしたということでした。

この新聞記事によりますと、例のD案を撤回すると言った話ですけども、それに関して、県は対策工事に関して、あらゆる選択肢を考慮

し、住民と協議して決めたいとしたいとした、と書いてあります。ということは、あらゆる選択肢を考慮し、ということは、当然ながら D 案は入ってるというふうに読めますこれは。あの時は、D 案は撤回すると私は聞いたつもりでいます。どういうことなんでしょうか？それがなければ、対策工を部分的に執行するということに対して、我々は同意することはできません。こういうことされると、信頼関係が揺らいでしまいます。説明をお願いします。

管理監：私の方から前回言わせていただいたのは、D 案というのがある、よりよい原位置浄化案ですね、それを県の方が提案した、それについては、住民の方々の同意を得られないということで、すべて白紙に戻して新たな調査や方法を含めてやっていきましょう、という形で話し合いを進めているということです。

それと、もう一点言っておりましたのは、前の原位置の浄化案から以降、その中で出来るだけ有害物を除去するというような形でもって、環境省からの助言に基づいた県の対応の方法というものをお示しさせていただいて、というところで一旦リセットされてますよという話をさせていただいたと思うんですけども、そういう意味で・・・

住民：シンプルにお聞きしますが、このあらゆる選択肢の中に、D 案はあるんですか？

管理監：以前のものの D 案というのは、もう存在しないと思ってます。

住民：では、もう一度確認しますけども、D 案と今検討してる案と、どこが違うかという、D 案とよりよい原位置浄化策もそうですが、基本は封じ込め案だったんですよ、D 案にしる、よりよい原位置浄化策でも。そして、部分的に有害物を撤去するんです。そういう形で県は説明してました。

今、考えられてるのは、我々が期待しているのは、出来るだけ持ってくと、どうしてもやむを得ないものは原位置で浄化する方法を考える、これは力点の置き方が全然違うんです。原位置浄化策、原位置浄化ということ、メインとする対策工は放棄したんですか、放棄しないんですか、どっちですか？

管理監：有害物のものについては、出来るだけ有害物を撤去するというのもって、そのための見つける調査をやりますという形で、そういう調査をスタートした時点で、以前の遮水工等で封じ込めてですね、一部分だけ出すという部分、という考え方は、より違う方向でもって調査をすることによって出来るだけ有害物を見つけ出して、出すとい

う方向にお話し合いで変わってると言うふうに私は理解してるんですけども。

住民：はっきりそういうことを県側から発言されたことはなかったんです。それに対して、前回、藤本管理監が言われたので、私はそこははっきりさせてほしいということを行ったわけですね。

改めて確認しますが、原位置浄化をメインにして、有害物を部分的に撤去するというやり方を取らずに、有害物撤去を中心に置いて、やむを得ないものは浄化すると、そういう路線で対策工を考えるでいいんですかね？

管理監：結構でございます。

住民：ということは、この京都新聞の記事は誤解を招く記事であったと考えていいんですかね？

管理監：ここにも書いてますように、あらゆる選択肢を考慮し、住民と協議して決めたいという中で、今住民さんの皆様と協議を進めてると

住民：だから、もう一度確認しますが、このあらゆる選択肢の中に、原位置浄化をメインにするという選択肢はないですね？

管理監：有害物を取る、今、●●さんがおっしゃったように、その後で地下水とかいろいろな部分の影響もでてますので、その部分の対応もしなければいけないと、ただ、そういういわゆる支障の除去という中で、あらゆる選択肢というものの中からよりよい方法を探っていくたいと言うてるだけで、先ほど言いましたように、そういう意味で、以前のものはそのまま、いわゆるD案で考えていたことが選択肢の中に残ってるというものではないということです。

住民：わかりました。ということは、京都新聞の記事が誤解を招くものだったということで、理解致します。

司会：それでは、本日の次第に従いましてご説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

参事：それでは、まずボーリング調査位置について、ということで、前回29日の話し合いの時に追加資料ということでお配りしましたやつの後半のところに、この追加の5-1ページ以降でございますが、ここに西市道側法面のドラム缶を埋めたという証言のありました箇所の

ボーリング、後4箇所でございますが、その位置の案をお示ししまして、これの位置について有害物調査検討委員会の委員さんに御意見をお聞きしました。で、ちょっとその結果を説明させていただきます。

委員さんに聞きました結果は、本日お配りしましたこのA3裏表の紙の表と言いますか、ボーリング調査の位置についてという欄のところに、コメントが書いてあります。

簡単に申しますと、樋口委員は、この位置については良い、妥当だと思います、ということです。

大東委員も良いと。それから大嶺委員も問題ないと。

それから小野委員も提案の位置で良いと。あと電気探査、EM探査とボーリングデータを併せて解析すると傾向がわかると思います、ということです。

梶山委員は、どちらとも言えない。この溶剤等とか通常のレベルの重金属汚染は磁化率や比抵抗にはほとんど影響をもたらさないと思われるので、ドラム缶みたいな金属を探すということでしたら、これはこういう電気探査とか電磁探査のところでボーリングをやるというので意味があるかも知れない、ということかと思いますが、ドラム缶のみを探すんやったら深度に留意して、可能であれば直接掘削する方法によるべきではないか、というコメントでございます。

その他の注意点としましては、樋口委員は、ドラム缶に当たった場合を考慮して慎重に実施と、これは以前小野委員なんかも指摘いただいておりますが、汚染が広がらないような処置を考えながらということかと思いますが。あと、大東委員は、他のやつも併せて検証にもなるようなボーリング調査。

それから大嶺委員も、ボーリングのサンプルを見ながら、必要に応じて位置を見直すとかいうようなやり方でどうか。

それから小野委員は、サンプリングして、分析した時に、混ぜるとものが変わるんで、この物理探査のデータなんかとあわせたサンプリングを考えたらいいんじゃないですかというようなコメントでございました。

全体として見ますと、ボーリング位置につきましては、妥当とか良いというようなご意見が、だめというようなコメントはございませんので、この位置でさせていただきたいと考えております。よろしいでしょうか？そうしましたら、次行かせていただきます。

採水についてということで、これは前回、●●●の●●さんの方から浸透水及び地下水の採水マニュアル案というのをいただきまして、委員会の委員さんにお聞きしますということでお聞きしたいことを教えてくださいというふうに●●さんをお願いいたしました。それで、その時に●●さんの方からいただきました質問事項が、この今日配りましたA3の紙に書いております質問事項に書かれてるところでござ

います。

これと、前回の話し合いの時に、採水マニュアル案について、今のこの **A3** のやつの裏側の下の方に「自治会が希望する採水マニュアルについて」というのがありますが、これが浸透水及び地下水の採水マニュアル案というやつで、29日にいただいたやつ、若干、後7月4日に頂いておるんですが、ちょっと変わってるんですが、ここにはちょっとついておりませんが、これの内容でポイントとなる点につきましては、上の質問事項でほぼ網羅されておりますので、この **A3** の資料だけで御理解いただけるかなという風に考えますので、この **A3** の資料で説明をさせていただきます。

まず表、戻していただいて、質問事項の1番でございますけれども、質問事項は、ページは1日前に実施するというのが、中浮気自治会さんの案でございますけれども、これはポンプ等で強制的に入れ替えた直後や、また、その流れの中での採水は疑問であると。

前日に孔内水を入れ替えて、その後静置した状態を保って、できるだけあるがままの状態に近づけ、当日は採水のみで専念していただきたいと思えます。特に当日にポンプ等で強制的にページした直後の **VOC** の採水は適切とは思えません、というような質問、ご意見に対しての各委員のコメントでございますけれども、まず樋口委員は、ページ後、24時間静置している状態では **VOC** が揮発している可能性が高いと、直前にページを行ってやる方がもっとも地点の状態を反映したものと考えられることから、直前のページ後の試料を採取し、分析に供することが最もふさわしい。この場合も水質以外の試料、採水時に発生した土粒子なんかの混入なんかを防ぐことが重要、というコメントをいただいております。

大東委員も、1日前にページを行う理由が明確でないと。ずっと行きまして、溜まるのに時間がたって、仕方がない場合もあるけども、廃棄物層の透水性はそこまで低くないと思われると。廃棄物からしみだしてきた水を速やかに採取するためには、ページ終了後に採水するのが望ましいというコメントでございます。

大嶺委員の方も、定常状態にある地下水および浸透水の水質を分析するなら、ページ直後の孔内の水を採取するのがいいのではないのでしょうか、ということで、部分的に滞留している状況をイメージしているなら、何日か放置することも考えられますが、目的が違ってくると思えます、ということでございます。

小野委員の方も、ページ1日前に行うことで、直前に行う場合とどれくらい違いがあるかはわからないということですが、一般的には空気に曝露した時点で状態は変化していくので、ページ直後が良いと考えるというコメントでございます。

梶山委員は、単なる1日静置という考えには賛成できない。問題は、

地下水の流動が定常状態にある時に採取すべきかということと、パーシ直後で定常状態が保てずに、一時的な攪乱状態が生ずるか否かであると。パーシをすることによって、地下水の流動を速めるとかいう不安定状態をきたすか否かということをございまして、そういうことがある場合は、一定期間後採取するということは考えられるけども、それが1日が合理的かどうかは直ちには答えられない、というようなコメントでございました。

全体として見ますと、パーシ直後に採水するのが良かろうというご意見かと考えております。

2番目でございますけども、採水の深度はストレーナ下部より上1mの位置という中浮気自治会さんの案でございますけども、これの説明としまして、VOCは水よりも比重が大きく、不透水層の上部を移動するとのことでした。例外としてベンゼンは水より軽いというカッコ書きがありますが、孔内水の間層での採水、これは県の方がお示ししているやつでございますけども、中間層での採水は、浸透水・地下水の汚染状態が適切にデータとして反映されるだろうか心配していますと。

中間層での採水は有害物を積極的に探しに行く調査とは思われません、と。VOCや重金属類の挙動特性等を考慮した適切な採水箇所は孔内水の下層かと思えますと。

今後の対策工に適切に反映させるためにも下層での採水を希望します、ということのご質問、ご意見でございます。これに対しまして、樋口委員は、通常、モニタリングで、その地点を代表する平均的な試料を採取するというのは望ましいということで、地下水の基準と対比する場合は、近隣の飲み水を採取している井戸の蛇口から採った水、あるいは土壌汚染対策法に基づく技術手法の解説に示されてる深度、具体的には最上部にある帯水層でスクリーン区間の中間深度ということでございますが、ここで採取した試料であることが望まれますということでございます。

大東委員の方も、書かれてますが、最後の方で、中間深度で行うことで問題はない、ということでございます。

大嶺委員も、標準的な方法では中間深度での測定になると思えます、ということです。

小野委員も、解析の対象を何にするかで変わるけども、一般的には中間位置で良いと考える、ということでございます。

梶山委員は、①②③ということで、ベンゼンとトリクロロエチレンを例として出されて、その濃度とかに分けて論じておられますけども、①番のすごい濃いようなやつの場合はここでは考えにくい。③番のようなケースも考えにくい、ということで、ずっとありまして、一番下のところで、下から3行目でございますけども、結論としては、スト

レーナ範囲の下部で採水する理由はないということで、問題は、ストレーナ位置と範囲ということで、これが適切に配置されていないと、上部下部ということ自体の議論が意味のないものになりますということでした。

こういうものを併せてみまして、県の方でご提案させていただきました中間のところ、ストレーナの中間のところでは採水するというところでさせていただいて問題ないのかなというふうに考えております。

次、裏に参りまして質問事項の3番でございますけども、VOCの採水にはベラーを使用するという点についてでございますが、説明としまして、ポンプでの採水は、孔内水を回転攪拌することとなり、VOCが飛散するのではと心配しています。特にインペラー式のポンプは気泡が発生しやすいのではと、VOCの飛散を心配しています。現実には、気泡を含んだ状況の井戸が確認されてるということで、ポンプによるVOCの採水は適切とは思われませんが、というようなご意見でございます。

これに対しまして、樋口委員は、ベラーを使用することもよくありますけども、ベラーの構造上、ベラーから容器に移し替える時に気泡の混入が避けられないという問題があると、それからポンプの場合の問題点としまして、水位低下、ポンプの吸引量が孔内から出てくる水よりも多い場合は、水位低下を起こしてそこで空気が流入して気泡になってしまうと、で、VOCが飛んでしまうということがあるんで、この場合、水位低下に注意して、流量を調整して少ない量にして、採取するのが望ましい、というようなご意見でございます。大東委員は、ベラーよりも水中ポンプを使用してゆっくりと採水の方が空気に触れさせる確率は少ないと考えるというコメントでございます。

大嶺委員は、あまり詳しくありませんということでした。

小野委員は、VOCについては、空気になるべく触れないような採取方法が大切、ということでございます。特にベラーとかポンプということについてはコメントはございません。

それから梶山委員は、懸濁物質巻き上げを抑えるという意味では優劣はつけにくいのではないかとということでした。

ということで、ざっと見ますと、県の方で提案させていただきましたポンプを使ってゆっくりと汲み上げて、空気に触れさせないような状態で、汲みあげて更に試料採取のところまでするというようなやり方で問題ないのかなというふうに考えております。

次に4番目のダイオキシン類の採水容器について、ということで、ガラス瓶やステンレス製などが指定されていますが、それ以外に採水器内壁に吸着しないものがあれば教えてください、というご質問でございますが、これに対しまして、樋口委員は、ポンプについては従来までのもので良いと考えますけども、ポンプから地上までの繋ぎ部分

に使用するホース類は吸着特性の少ない材質、例えばテフロン製のチューブ等を使用することが望ましい、というコメントでございました。

大東委員は、ガラス製、ステンレス製などで問題ないと考えerということでございます。

大嶺委員は、情報を持ってません、ということでございます。

小野委員は、通常はガラス容器を使用する。溶剤があるんで、ポリ容器はダメです、ということでございます。

梶山委員も、ご質問にお答えできません、ということですが、宮田先生の話によると、テフロンとガラスでは、ダイオキシン類の吸着の程度に大差があるということで、テフロンが化学分析にしばしば使用されてます、というようなコメントでございました。

これを見ますとですね、樋口委員とか梶山委員の方でテフロンというようなことが書かれておりますので、ホースについては、テフロンのチューブを使用するようなことでさせていただきたいということで考えております。

あと、その下に自治会が希望する採水マニュアルについてということでございますけども、今までのところで述べられてることと、かぶってるところが多くございますので、ちょっと上のコメントでなかった部分を申し上げますと、この樋口委員のところの真ん中あたりですけども、3つめの段落のところですが、試料採取において最も注意を要することは、試料採取行為によって混入する土粒子が試験結果を大きく左右することであると。

このために孔内に滞留する地下水の排除のため、通常、3～5倍程度を汲みだすとともに、フローセルを使用し、試料と大気の接触を避けた状態でpH、EC、濁度等を連続的に計測し、指示が安定したことを確認した後で採水することが望ましい。

フローセルというのは、私もよく知りませんが、水を流しながら、こういうpHとかECが測れるような装置ということでございますが、そういうようなんで安定したことを確認した上で採取するのが望ましい、というようなコメントでございました。あとの先生方については、だいたい上で述べられてるようなことがここでも書かれてるかなと。あと、梶山先生の一番下のポツのところは、建設技術研究所の提案を県の考えにしたいということですが、ここで建設技術研究所の実績を積む中で、どのようにして採水方法の合理性を検証してきたのかを確認する必要があるというコメントが書かれております。

ということで、全体総じて、県が提案させていただきました採水方法でさせていただければと。ただまあ、チューブにつきましては、テフロン製のものをダイオキシン類の採水、分析のための採水にあたりましては使用するというでさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

司会：ご質問等ございませんでしょうか？

室長：すみません、先ほどのことに戻らせてもらいまして、京都新聞さんのためにも私言わせていただきますけどね、私が答えさせてもうたんかなと思うんですけど、それは、有害物を出来るだけ探して取るということを大前提とした中でやってるものでございますので、この間の委員会のところで言っても、例えば、拡散防止工についていろんなメニューがございます。そういうものが、いろんな選択肢の中で有害物を探して、出来るだけ探して取るという大前提の元にこういうものを提案させていただきましたので、その選択肢、あらゆるものの選択してやっていきたいな、という意味でちょっと私は言わせてもらったので、あまりにも有害物を出来るだけ取るということは、今やってることの大前提でございますので、それを前提とした上での対策工を、管理対策とかそういうものを詰めたものをちょっと私京都新聞さんで言わせてもらったので、京都新聞さんのためにもそれだけちょっと言わせていただきたいと。すみません。

住民：いやでも、読者がどういうふうを感じるかっていうことを分かった上で文章化しなければいけないから、これは記者のミスです、私に言わせれば、岡治さんの責任じゃないです。

住民：確認したいのは、もう D 案っていうのはないんだっていうことですよね？

室長：当然有害物を出来るだけ探して取るという大前提の元に、ずっとそれで私、2 年間室に来てからずっとそれで進めてますので、プラスにまたこれを言わせてもらったということで・・・

住民：D 案がなくなると、選択肢からなくなったということがはっきり確認出来ればそれで結構です。

室長：有害物を出来るだけ出すと、全体については、ほんとに、また、会議していかなあかんという中のその選択肢という意味で言わせていただきました。ちょっと京都新聞さんの名誉のために。すみません。

参事：そうしましたら、次の対策工の基本的な考え方について、ということで、これについて、資料は、6月19日の委員会でお配りしました資料1の4-1ページ以降でございます。これにつきましては、皆さんも、もう既に目を通されてるかなと思いますので、簡単に説明し

て、あとご意見をお伺いしたいと思います。

4-1 ページの表は、左側の方が平成20年3月に出示されました対策委員会の報告にあります生活環境保全上の支障またはおそれ達成すべき目標というのが書かれてて、真ん中あたりに現在の支障の状況、右側にその支障またはおそれの再定義というのが書かれてます。

この20年3月の時のやつと、再定義のところを比べますと、元々7つあったわけですが、下から2つめのところ、これはダイオキシン類を含む焼却灰の飛散による支障の恐れということでございましたが、既に焼却炉については緊急対策として解体撤去いたしましたので、これについては、支障や恐れはなくなったということでございます。

その上、5番目の有害ガスの生成による支障の恐れ、ということでございますが、硫化水素やメタン等については、以前平成11年当時に比べると、濃度ですとか、あるいは温度については下がってきて安定化に向かっているのかなということがあるということと、あと新たなやつとしましては、沈砂池、水処理施設のちっと上流にあります沈砂池のところのシートがガスで膨れ上がることによって、引火・爆発等の恐れがある、というのがあらかたの、ということでございます。これらを踏まえまして、次の4-2ページの方で、有害物の定義とその対応、ということで、あくまでも案でございますので、あれですけども、この表4-2-1で、有害物の定義とその対応ということで、適応基準としましては、埋立判定基準・土壤環境基準、調査方法は、これまでさせていただいたような調査。

有害物の基本的な考え方としまして、①から④で書いておりまして、①特管相当物、これについては掘削除去する。②としまして、土壤環境基準超過物ということで、ここで委員会の時も●●さんの方からご意見、●●の●●さんの方からご意見いただきましたが、①はまとまって存在するものということで、下の(2)の土壤環境基準を大幅に超過するもの、こんなんは初めて聞いたというようなご意見がございました。

これは、昨年4月、5月、6月くらいで皆さんとお話させていただいた中で、もともと土壤環境基準を超過してまとまって存在するものについては除去を検討するというようなことを言うてたんですけども、もっと小さいボリュームであっても、そういう周辺環境への影響が大きくなるような可能性のあるものについては、そういうまとまっているということだけでなく、そういう除去を検討する対象にしますよ、と申し上げたのをちょっとイメージとして具体的に示したもので、言ったら環境基準をちょっと超えてまとまっているものもあれば、まとまりはもっと小さいけれど、もっと濃いもの、極端な場合は、特管基準ギリギリくらいの濃度のもの、そういうようなものがあるので、そ

のあたりを、要はどの程度周りに影響を及ぼすかというようなことを考えて、除去を検討するというようなことで、その両極端、両方をこういう形で書かせていただいた、ということでございます。

後、③はドラム缶等、④は液状廃棄物浸潤土ということで、ドラム缶等から出た汚染された土砂等ということでございます。なお書きのところで、そういう取ったりするところに、それによって汚染が広がったりするといけませんので、その辺の未然防止対策が必要ですよ、ということを書いております。

表4-2-2-12は、有害物の状況ということで、これまでの調査の結果を簡単にまとめたものでございます。その下の拡散状況についても、まとめたところで、上の処分場の有害物の状況は、ヒ素、フッ素、ダイオキシン類なんか書いてありますが、下の拡散状況のところで見ますと、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン等が書かれています。

あと全量分析として、カドミウム、鉛、ヒ素、総水銀、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類というのも書いております。そういうなんを踏まえまして、4-3ページと4-4ページで対策工に対する基本的な考え方ということで書いてまして、この4-3ページの方で有害物の除去の方法を書いてます。それから4-4ページの方でその他のもの、先ほど●●さんの方でお話ありました、まず有害物を除去して、それで残ってしまったものについて、さらにその他の除去対策を実施するというようなことで受けて書いておるということでございます。

除去の基本的な考え方として、先ほどずっと①から④で言いましたものと、その他としまして、過年度仮置物として、19年度までに調査等が出てきましたドラム缶等について、別立てで挙げております。これらについてはいずれも処分するということでございます。これらをやることによってどのような支障除去効果があるかというのを右側の方で(1)から(6)で丸つけて書いてます。(1)の社会生活を送る上での支障ということにつきましては、他の支障または恐れが除去されれば、当然(1)のおそれも除去されるということで、横棒を引かせていただいております。

最後のページの4-4ページでございますが、これは有害物除去をしても残ってしまった支障のおそれに対する対策でございますけども、一応考えられる対策のメニューということでお示ししました。浸透水の揚水処理で地下水の揚水処理、いずれも水処理をしますということで。それから原位置浄化、浄化促進としましては、ここにありますような自然換気、強制換気、水注水やエアレーション、バイオレメディエーション等というような考え方がありますよと。汚染拡散防止としては、バリア井戸、鉛直遮水工、雨水浸透制御、難透水層復旧、これも粘土層の復旧でございますが、透過性浄化壁工、これも地下水が通

過するところ、そこを通過することで地下水を浄化させようというような方法でございますが、それから発生ガスの処理としまして、ガス処理、沈砂池対策、沈砂池対策は先ほど申しました、ガスで膨れ上がったりしてるやつを処理するというところでございます。

地形の整形は、崩壊の防止等のために、整形をするということでございます。最後にモニタリングということで、対策やってる間、それから終わってからのについて、汚染の広がりとか変化についてモニタリングを行うということでございます。

これらの除去の効果についても右の方に丸印で書かせていただきまして、前のページと併せてやると支障、またはその恐れが除去できるかなということで、これらにつきまして、住民のみなさんのご意見、あとまた有害物調査検討委員会の委員の方の助言をいただいて、検討を進めまして、対策工の基本的な考え方をもうちょっと具体的にまとめていって、対策工をどうする、というふうに結び付けていきたいと言う風に考えております。

説明は以上でございまして、皆様のご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

住民：前も言ってますけども、この適用基準の中の、1番の埋立判定基準、そもそもね、こんなもの何で安定型のところに、どうしてこんなもん出てくるんですか？全然倍率が違いますやん。

普通の環境基準が30倍とか、そんな高い値でしょ？もう一回言いますけどね、埋立処分しようとする産業廃棄物について、溶出試験を行った結果、判定基準に適合した場合には、管理型最終処分場に埋め立てることが出来る、適合した場ですよ。適合した場合やから、これ以外の場合の話です。これ、これ全部管理型最終処分場ですよ。適合しない場合は、適合することを目標として中間処理を実施するのが建前であるが、この場合も、もし、中間処理が困難である等の理由から、あえてこの場で最終処分を行うとすれば、完全に自然環境と隔離できる厚さと強度を備えたコンクリート構造物の中に貯留すること、方法を取らなければならない。

要するに遮断型最終処分場。埋立処分場の場合に行う溶出試験とは、管理型か遮断型かを決定する手段であるという言い方も出来ると、これ環境省がちゃんと書いてあるんですよ。どうしてこんなところに安定型のところに、なんで埋立最終、埋立判定基準が出てくるんですか？全く違う問題じゃないですか。

室長：特管物、なんでこんなところに置くかっていうことですけども、これは特管物がありましたら当然出しますよ、という特措法ということでない、書かせてもうてまして、産廃特措法の指針の中に、特管物

というそういう表記があったり、それについての説明があったりしますので、これは出すということでもうてますので、特管物は出しますよ、環境基準超えたら外へ出しますよ、ということで書かせてもうてるわけで、特管物出さへんって書いてあるわけじゃないので、ちょっとその辺、なんでそんなこと書いてあるねんと言われるとあれなんですけど、言われる前から特措法の計画指針の中に特管物とそれ以外、分けて書いてある部分があったりしますので、まず第一番として、埋立判定基準を超えたものについては出します、ということで書かせてもうてるのであって、ここに書くなというのあれなんですけど、そういうことから、出たら出すということで・・・

住民：あのね、有害物の基本的な考え方の中にね、土壤環境を超過する、土壤環境を大幅に超過するもの、要するにこの時でもやはり埋立判定基準というのが元になってるわけですよ。それに近いものは出しますと、そういうことなんでしょ？結局これがきいてくるわけです、どっちにしたって。***がね、ちょっとくらいが低いというだけで取るか取らないかを決めるということでしょう？

あること自体がおかしいよね。事実ね、梶山さんの提案によって、pHの低い強酸、強酸と言いましても、実際はね、4.4っていうのは、あのRDの処分場の場合は現にあったし、あったpHですんでね、地下水に。こんな特別な強酸じゃないんですよ。

それでね、あんなにたくさん溶出、出てきてるわけですよ、みんな基準を超えて出てきてると、そういう状態ですよ。それをまず一番に考えていかなあかんのとちやいますの？こんな判定基準とかどうのこうのいう問題じゃないんじゃないんですか？

そして先ほど私もう一枚配りましたよね？これは県が前に出されてるものですけどね、これ見たってわかりますけども、ものすごい倍率で超えてるわけですよ、現に。浸透水でも地下水でも。これをまず頭に入れて物事を考えていかないかんのですよ。

埋立判定基準だけが頭に入れて考えることがそもそもおかしい。違いますか？PCBも出てるでしょう、これ、浸透水の中から。ダイオキシンだって2000倍とか出てるでしょう。

そしてわざわざね、これはおかしい、一番右端はおかしいんやけど、ダイオキシンを濾過してね、さも基準以下になったかのように言ってるけど、ダイオキシンそもそも濾過すること自体おかしいんやけどね。

室長：今の埋立判定基準のことですけど、前に昨年1月にこれから進め方を提案させていただいて、何遍も何遍も協議させていただいて、合意に至った部分を整理したり、合意にまだいてない部分を整理した中に、特管物出すっていうのは、これはもう合意の上やということで、

項目的にあったものと違いますので、当然それは合意の分野で特管物出す。

住民：特管物出すっていうのは、当然のことやから・・・

室長：当然やさかい・・・

住民：当然のことなんです。

室長：だから、ここに書かせてもうてる。

住民：だけどそれがどこまでも生きてるじゃないですか。こういうところに文章の中に出てきてるじゃないですか。それ相応になってきてるじゃないですか。これが出たら意味はそういうことでしょうか。それ相応でしょうか、これは。

土壌環境基準を大幅に超過するもの。その下に埋立判定基準ってわざわざ、これかそれに近い状況のものって書いてますやん。これが生きてるわけですよ。そういう観点から考えるんじゃないで、実際に浸透水とか地下水を汚染してますよと、それを考えるべきじゃないんですか。だから今回梶山さんがやられた、高い酸性での溶出、あれが現実やと思いますよ。

そしてまた、なんていうのかな、高アルカリの11.2 pHの、ああいうの出てますよね、溶出には。あれこそ現実じゃないですか。そういうことから考えていかなあかんのちゃうん？こんな埋立判定基準なんてのは全然レベルが違うのと違いますか？

住民：ちょっとすみません、合意した内容でね、書いてあるのは、除去すべき対象となる有害物として、特別管理産業廃棄物相当の有害廃棄物等、と書いてある。

ただし、これのみというわけではないと、そう書いてますよね？大幅に超えるとかは書いてないですよ。

室長：今のだけ使っておりますと、特管廃棄物は、出しますよ、というふうにさしてもうた、それはもうここには書いたらあかんという話ではないかなと思います。

住民：いやでも大幅に超えるって書いてないです。

室長：これはね、環境基準を超えてまとまって、あるいは地下水への影響が高いところについて、協議して

住民：今あったよう書いてもらったら、それを

室長：これね、これ初めてこう書かせてもらいましたが

住民：ここに合意してるんですよ、ちゃんと。合意した事項って書いて、
取り交わして別紙の中でちゃんと書いてますよね？

室長：うん、だからって・・・

住民：これを元に決めたりするの当たり前違いますの？

室長：そうです。ほんで、影響、地下水への影響が高いものと、まとま
っているものというのは、なんやようこんなあると、また影響の高
いやつってというのは何やっていうと、濃度が、ってというようなことを
表現させていただいたものがこれで・・・

住民：だからこの通り書いてもらったらどうですか。ただし、これのみ
というわけではないと、ちゃんと書いてもらったら。

室長：そういう意味でございます。

住民：いやいや、そう書いたらね、みんな他の方はみんな知らんから、
そういうふうを受けてもらいますやん。そのままずっとのってきます
やん。

室長：あの、だから我々そこでは具体的なことは書けてない。ただそこ
がずっと協議をまだ合意に至ってなかった部分ですので・・・

住民：要はね、要はさっきも●●さん言わはったけども、出来るだけ取
るというのが一番の目標なんで、私らもそれを願ってるんですよ。

だからそのために何をしたらいいかということをもっと考えんといか
んのですよ。だからそういう最初から後ろ向きな基本姿勢を出してい
ったら、絶対取れるわけじゃないですもん。

それから、特管、特措法に通す法案とかあるんやったら、まずぶつ
けてみて、取りたいという熱意をもっと持って国にあたりとかなん
とかしていかんことには、どんどん後ろ向きにばかりいってしまう。

室長：ほんであの、これはね、確かに表現がちょっとあれかもわかりま
せんけど、濃度の高いもので地下水に影響の高いものということを書

かせてもうたんですけど、それが一体どんだけやということがなかなかちょっとと言えないんで、それは分析結果で出たやつを、これやったらちょっとどうやろな、という話はそこの助言の中で出てくるかなということかなと、具体的な数字として。

ここで例えば埋立判定基準の0.9とか書いてあるわけではないので、ちょっとそれで表現がそういう風なことに取られる表現になってるかもわかりませんが、具体的な数字として、実際に出てきた分析結果を見てですね、これは地下水に、まとまってなくても地下水に影響が高いのかどうか、という話は具体的な数字でまた見ていく必要があるのかなと。

住民：私たちは出たら、ここにこういうのがあるんだなと、それが影響してるんじゃないかったら、なんとか有害物を取りたいとなったらね、何でもいいから、何でもいいからって言うのは言い方悪いですけど、どんどん取るような姿勢でもって行かんと、今みたいなそういう最初に大幅に超えるとか言い始めたら、大幅に超える、超えてもまだ影響があったら取りましょう、みたいなことやったらね、どうしても進まんのじゃないかなと思う。

私らが最初に環境省にも言った、出来るだけ取ると、だから出来るだけ取るのはどんだけやとか、半分やったら出来るだけやとは私ら思いませんし。出来るだけが3分の1やったらかね、出来るだけが5分の1やったら、こう言われても納得できませんから。

そしたらどんだけ取るんかと、半分以上取る、7割取る、8割取ると、そういう取れるような方法で考えていただきたいと思うんですよ。個々の方法がどうのこうのっていう細かいところになってきたらね、いろんなその場その場で変わっていくとかね、その場で一番いい方法取るとか、それは当たり前なんですけども、そういう基本の理念がなかったらそこまで行きませんもん。

一番よう分かってはるでしょう？皆さんよう分かってはるでしょう？お願いいたしときますわ。

室長：この表現がどうかということがあるんですけど、影響が大きいのは、具体的な分析結果をそれぞれ見て、ということかなと思います。

この表現が、悪いかもわかりませんが、具体的にこれまで環境基準の何倍とか、特管基準の0・何倍とか言うてるわけではないので、これは具体的な分析結果を見て、影響高いというやつは取っていく。

住民：今回のね、梶山先生の4.4っていうので、鉛なんかは僕びっくりしたんですけどね、これ本来は150が土壤環境基準でしたよね？これが、そもそもね、全含有いうのは、そもそもおかしい思ってるんや

けどね、今まで僕らは、含有言うたら全部のことやと思ってたんやけど、そうじゃなかったというのが大変な問題やけどね。

それはちょっと置いておいて、その全含有でね、例えば5.9とか5.9 mg/kg、ずっと低い値であってもね、pH 4.4 やったらね、基準の2倍、3倍超えて出てきてるわけやからね、全部ね。

それで現実やないですか、これ、おそれじゃないですよ。結局、国の環境基準がなんやっていう状態になってますね、これ。これを踏まえてね、考えていかなあかんのとちやいますの？

室長：追加分析のやつですので、またこれ助言をいただいてから・・・

住民：だけど、このね、県の書いたこの中にね、鉛のこと書いてないけどね。

室長：だからこの間の委員会でも言わせてもらいましたけど、ここは追加分析のところは書かせてもらってません。これは助言いただきながら、また追加分析の評価なり対応なりは、また書いていこうと。

住民：これからどんどんと足していきますと、そういうことね？

室長：追加分析も全然書けてませんので、ここは。

住民：それとね、もうひとつね、「まとまって」ってまた書いてるけど、「まとまって」というのは、かなり前でもね、反発したはずですよ、住民から。特に今日は来ておられないですけど、●●さんはね、その「まとまって」ということについては、詳しく説明されたはずですよ。それなのにまたここで「まとまって」と書かれてると。

そもそもね、RD 処分場っていうのはかき回してるわけですよ、重機で何回も何回もね。だからあっても点在してるわけですよ。混在してるわけですよ。そんな「まとまって」なんていうのはね、よっぽどじゃなかったらいいですよ。だから急に突然に出たりするでしょう？突然に出たら深さがちょっと違っただけでも急にぼーんと20出たり、すぐまたNDなったりするでしょう？それが現状なんですよ。こういう文章そもそも書くこと自体がね、かなり後向きやな、というふうに取りざるを得ないんですよ。

室長：これもね、特管物出すと、まとまったやつ出すと、こう言うてる、「まとまった」っていうことですので、これでちょっと、後は個別のデータをまた見ていくと。

住民：いやいや、そういうことじゃなくて、隣の二つ以上のと書いてますやん。

室長：それは、

住民：こう書いてるということは、やっぱり「まとまった」やん。僕らはまとまったっていうて、基準がね、基準じゃないわ、20 mg/kg やったかね、あんなん出たらね、よっぽどやなと思いますよ。あれ ppm か 2ppm やったかな。

急に変わったわけでしょう？それでしかもね、揮発性有機化合物は、溶出しかやっておられない。私前も言いましたけどね、これやっぱり水に浸かった状態である以上はね、やはり海洋投棄と同じように、メタノール抽出、あるいはね、アセトン抽出なりしてね、やはりある量を調べるっていうのが重要じゃないですか。

それなのに溶出だけしたら何にもわからん。関連性がわからないですよ、これ。ガスの出てるのと、土壤にあるのかないのかがわからないでしょう。こういう中途半端なことをやってるんですよ。

室長：これはね、前からずっと合意出来た部分と出来ていない部分、これからまだせないかん部分と仕分けしてました中の、まだずっと続いている部分でございまして、今分析してデータがだいぶ出揃って来ましたんで、この間委員会でもなかなか言うてもらった時間がなかったので、あの、今回聞かせていただいて、うちの方で今まで合意出来た部分と出来ない部分、まだ出来てない部分の整理がずっと続いておりますので、今のデータを見ながらまた委員の助言も得ながら決めていきたいなということで、どうかなと思いますんで、この間言うてもらえへんかった部分、また、今言うてもうたやつはちょっとまとめてまたさせていただきます。

住民：あのね、元々安定型処分場は、安定型処分場の法律があるわけでしょう？あったわけでしょう？でね、不法投棄やと言うてね、もう処分場という枠から外してね、こういう特管物とか、こんなもん出してくること自体がね、まったく法律が法律をおかしてる状態になってるわけですよ。違いますか？

私はそう思うんですけど、これ。元々ある法律をないがしろにしてるわけですよ。それ自体がおかしいじゃないですか？やはり最初の法律通り、安定型処分場であるなら、最後まで安定型処分場でなかったらおかしいです。それをまず念頭に入れた上で、物事を考えていかないと、これ全然ずれてるんですよ、私たちと考え方が。十分に考えといて。

住民：えっと、まだこれ確定ではなくて、話し合いの途中だと思うんで、
今後は変わっていくだろうという風には理解してるんですけども、そ
れはそれでちょっと確認したいんです。

その2つ下にね、液状廃棄物浸潤土砂等って書いてあって、これど
ういう、液状廃棄物っていうのは、何を想定してるんでしょうか？

室長：例えばドラム缶に何か液体が入ってる、そういうようなのが潰れ
て、その周りの土砂を汚している、だからこの***は掘り上げて・・・

住民：私はあそこのまだ RD 社があった頃ね、何度か見に行ったことがあ
りまして、処分場内バキュームカー走ってるんだよね。元従業員の証
言の中にも、穴掘ってドロドロと入れたっていうような証言もありま
すよね？工場からの廃液、それから汚泥、それから病院からの廃液、
クリーニングの溶液とかいってたかな、ちょっと今思いつくのばかり
だけど、そういったものはすべて液状廃棄物ですよ？当然こういう
のも入るわけですね？

室長：前言われたように、その有機汚泥を流したというようなところを
めがけて、19年度の調査で状況を分析したことがありました。

それについて、特に有機汚泥であって、環境基準を超えるものとい
うとどういふものがあるんか、ということになってくると、それ除去
するのかどうかということになってくるかなと思うんです。ここで想
定されておりますのは、ドラム缶から、ドラム缶を撤去する時に出た
ようなものを、汚れた・・・

住民：ドラム缶に入っていれば、もれなく出すけども、入ってなかった
やつは出さないっていうのは・・・

室長：そういうんじゃないんですけど、もう既に昔液体だったけども、
染みこんでしまっって固まって土みたいになって・・・

住民：はいはい、そういうのは出すんだよね？

室長：ボーリングで分析を探して・・・

住民：うん、その前にね、ドラム缶の周りでは、元従業員の証言で、ど
の辺に埋めたとかね、詳細な調査やってらっしゃるけども、液状廃棄
物に関しては、これまでやってないでしょう？

室長：えっとね、あの、有機汚泥だったりがかう・・・

住民：どこに埋めたのか、情報は得てると思うけど・・・

室長：そこを続けて掘って探しに行ってる。19年度の調査で、やっ
てるんです。

住民：液状廃棄物って言ったら、そればかりではないから、これまで液
状の廃棄物をどこに埋めたのかっていうのは、もう一回元従業員の証
言、全部調べ直して、そして処分場の地図に落としていく必要がある
よね？

室長：それを19年度にやって、やった結果も出てるんですけど、なか
なかその有機汚泥が有害物なのかどうかもちょっとまああれですけど、
その場所をずっと続けてボーリング・・・

住民：うん、あの、調査委員会をやった頃ね、ここだっていうふうに
上田室長が言ったけども、具体的な証言の内容出せて言っても、彼
は出さなかったんですよ。

元従業員の証言を具体的に我々に教えてくれと、我々は知ってるん
だと、ここだと言ったんですよ。それでじゃあここでやってください
ってなったんですけど、私は、上田さんのですね、言い方だけでは信
じられないんですね。これまでの元従業員の証言をもう一回精査しな
いといけない、それは有機汚泥だけじゃなくて、ここでは液状廃棄物
が入るわけですから、液状の廃棄物がどこに埋められたのかというこ
とを、もう一回これまでの証言を整理した上で、地図に落として、そ
して調査をするのが筋じゃないですか？

室長：私個人としては、前の19年度で一定調査が終わってから移動が
あるかもわかりませんが、***なんですけど、今1次調査、だいた
い終わってきて、次2次調査に入っていきますので、2次調査は一体
何をどうしていくのかっていう部分のご意見としてアップさせていただ
いて、また委員の方にも委員会の方にも***させていただく、そ
ういうことをさせていただく。

住民：液状廃棄物が浸潤した土砂を取ってくれる、これは大きな僕は進
歩だと思いますので、ぜひ実現してもらいたいと思います。

室長：ここに書かせていただいたのは、先ほど言うたドラム缶って言う
てしまうと、缶だけ出すのかという話・・・

住民：***じゃない。掘削と処分するってことは***を期待したんですから、ドラム缶に入っていたとか書いてないんだから、ちゃんと液状廃棄物は、さっきもおっしゃったようにそもそも安定型処分場に埋めちゃいけないものなんだから、それを***。

室長：ここで書かせてもうてます、今言っていたいてるのは4-2の・・・

住民：4-3

室長：4-3、そのね、ちょっと詳しく書かせていただいたのが、4-2ページですね、想定している、うちが書いている、有害物の基本的な考え方の④液状廃棄物浸潤土砂等とは、ドラム缶等から漏洩した廃有機溶剤等の液状廃棄物が浸潤した廃棄物や土砂、ということ想定して、それを簡単に書かせてもうてるのが4-3。

住民：これドラム缶等になってますし、廃有機溶剤等になってるんで、基本的には液状廃棄物が***だけ残るんでしょう？この文章からいうと。

室長：確かに昔の有機汚泥なりという状況もあって、19年度それを探した結果もあり、ということも踏まえながら、今まあ意見いただきました。

2次調査どうしていくのかということで、またご説明させていただきたいなど。

住民：かなりその有機汚泥がかなり入ってます。だからその辺のところを***、それは完全に溶出やら***。かなりは入ってます。

室長：第一処分場が埋まって、第二処分場がまだ埋まってない時に、第一処分場の縁の方に向けて埋めたという証言がありまして、それをケーシングでずっと探していったという。

住民：質問ですけども、4-2のね、4-2の一番下の、右の一番下ね、これ汚染地下水の拡散状況、その一番最後の方ですけど、処分場周縁地下水では、全量分析でカドミウム、鉛、砒素、総水銀、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類が基準値を超過して検出されている、と。

ろ過後の試料では、砒素、総水銀を除いて基準値以下であった、ということ、ダイオキシンがこれろ過したってということですか？この

ままやったらそう取れるんやけど。

ダイオキシンもろ過します？ダイオキシンは全量分析になってますよね？ろ過するんじゃないんですよね？

室長：してません。

住民：やってない？ということは、これちょっと文章が間違い？

参事：ちょっとなんていうか、不十分な表現だと思います。はい。

(雑談)

住民：有害物の基本的な考え方、4-2の方なんですけど、その特管物っていうのもあるし、その下に土壤環境基準ってあるんですが、これを超過するもので、まとまって存在するもの、ということで、この土壤環境基準っていうのは、具体的にどういう内容のものですかね？溶出、含有ガス、水、いろいろこうありますけどね、これはどないな法に基づいてのあれなのか、ちょっと説明聞かせてほしいですけど。

課長：土壤の環境基準については、溶出基準です。全量検査の中で、土壤含有量調査の中で、今回の底質調査法を用いております、土壤の環境基準を用いた報告の***ありません。

従って、評価の対象としないということを、あらかじめお断りしておりますので、ここで申し上げております土壤の環境基準というのは、溶出基準でございます。

住民：私の手元の資料によると、平成14年12月に土壤汚染対策法施行規則の制定について、というのが環境省からの資料があるんですけど、その中に土壤汚染の状況の調査方法っていう内容があるんですけど、その前に土壤汚染、これは廃棄物、産廃処分場に適用されませんか？本来なら。してはならないっていう、法律ありますよね？

それと、しかし今回は出来るだけ、安定型処分場だけ、出来るだけいわゆる探しにいて、探しにいくんやと、出来るだけ出すんやと、ということを、当初に話されてましたよね？それだったら土対、土壤環境基準、土対法を使って、そういうものを探しにいけるんや、いくんだなど、そらいいことだということで、あえてそれを使っていただけるんやなどと思ってましたけど、それは更に土壤汚染調査法の中に、揮発性有機化合物は土壤ガスとか、土壤溶出で調べなさいと。

重金属は土壤溶出及び土壤含有量で調べなさい、ということは書かれてあるわけですね。指定、その場合、指定基準というのがあって、

含有量があると、溶出にもあると、ということなんですけど、今回底質でやられたということなんですけど、底質でやろうということは、特に鉛なんか150って値が出てます。それはこういう状況の対象になり得るようなものは、入らないんですか？

課長：まず土壤の含有量の基準については、これ今ほどの通知文を見ていただければお分かりのように、呼吸してですね、塵として、大気中に拡散した状態について問題がありますと。空気として吸った場合に問題があるということですから、上に覆土してしまえば終わりです、という形になってしまうので、そうじゃないでしょう、今の場合、地下水にどういう影響を及ぼすのかっていうことが皆さん一番関心がある部分でございましたので、土壤環境基準中の溶出試験をメルクマールとさせていただいたと。一つの土壤環境基準そのもの自体はおっしゃる通り、確かに廃棄物処分場には適用されません。

当然ながら廃棄物処分場とセットであれば、基準を超えてしまうものがありますから、そもそも別の世界で考えましようと言ってあったんですけど、今回の場合は、もっと厳しい基準で調べてはどうかという話でございましたので、土壤環境基準を一つのメルクマールとして持ってきたということでございます。

住民：溶出はわかりますけど、含有、特に鉛150と値がいくつか出てて、それなんかも当然撤去してもらえるもんだというふうに思ってるんですが、まあ言えば底質だからまったくそれは適用されないんですか？

課長：繰り返し申しますが、梶山委員がお話になられましたように、土壤含有基準っていうのは、塵として、ほこりとして空気中に飛んだ場合に、それを吸った時に胃酸で溶ける濃度だ、だからこの土壤環境基準の含有量の調査方法は問題があるという提起を梶山委員の方からしていただいて、したがって、底質調査法の全含有試験を採用したところでございます。で、仮にですね、その含有の基準値をもってきてもですね、150っていう数字をもって撤去という話にはならず、先ほど申しましたように、まずは土壤環境基準の場合はですよ、覆土でやりなさいという話、散らなければ結構ですね、っていう話になってしまうので、それではありませんね、と。まず溶出、地下水への影響を考えるべきではないでしょうか、ということで、溶出試験を標準にさせていただいたということです。

住民：ここによりますとですね、土壤汚染、汚染土壤に直接摂取のリスクの観点からの措置、特にね、盛土の措置、それから立ち入り禁止の

措置、舗装の措置、掘削除去措置、ということで明確にうたわれてますよね。

課長：ですから、規制基準を超えるようであれば、そこに書かれているメニューのうち、例えば覆土で十分です、周りを囲って人が入らないように、すれば結構です、という話になってしまうので、そうではないでしょうと、地下水の原液を考えて、除去する方法まで考えるべきだということから、溶出基準を採用させていただいた。

住民：じゃあ、含有の基準は・・・

課長：ありますよ、ちゃんと。

住民：嘘や、絶対、前回は、含有、これやっていただいて、150の値を超えるものについては、要するに一つにまとめて粘土層で、モナカみたいに固めて、置いてますよね？それもさらに心配だからということで、150の9がけ、9割がたの値にも心配があるからやりましょうということやっていただいているんですけど、今回は、同じことがそういう措置、覆土なりなんなり、措置が出来ないんですよ。

課長：ですから、まず梶山委員から、調査方法自体ですね、土壤環境基準に基づく含有量の調査自体は少し難点があるから、全含有、底質調査法に基づく全含有量試験をやりましょう。その評価については、例えばpHを変えた状態で、どういうふうな溶出があるかっていうことを追加試験やりましょうと。それを基づいて、評価をみんなで考えましょうという話になっているというふうに思います。全含有量をもってですね、たちまち何らかの措置を取るという話にはなっていない、ということです。

住民：梶山先生と県との話で、なっていないということですか？

課長：これまでの委員会でお話させていただいた話の中で、何度もその含有量の話については、資料の中であわせて示しておりますので、これはもう皆様方にこれまでから何度もお示ししてきた話でございます、今日たちまち出た話ではございません。

住民：ええ、私もたちまち今日言うてるわけじゃないんで、今までもどうということですか、底質と含有とで、含有量ちゃんと規制基準ありますよ、今まで県は150超えたらちゃんと対応してくれたでしょう？

課長：ですから、今回は・・・

住民：今回はなぜしないんですか？

課長：今回の場合は、繰り返し申しますけれども、土壌の含有量の基準についてはですね、そもそもの、なんですか、なりたちがですね、先ほどから申し上げてますように、空気中に塵として飛散して吸った場合に、それが溶け出て問題になるっていう話ですので・・・

住民：***ですか？

課長：ですから・・・

住民：さっきから空気、空気。含有で高い濃度が出た場合は、高アルカリと酸性で、やってみたらどういうふうな状況になるかというデータを得られたわけでしょう？

課長：ですから、我々は、鉛含有量が水にどういう影響を与えるかということを考えるのであって、土壌環境基準の仕組みはですね、空気中の飛散しか考えてないから、それでは不十分ではないですかという梶山先生のご意見に従って、追加試験やらせていただいたんです。それをどう評価するかは今後また検討させていただいて・・・

住民：梶山先生と県が話し合って、そういうふうにして、それを今までちゃんと説明してきたやないかということやと、我々住民のこの話はどうなるんですか？無視ですか？

課長：いえいえ、これは委員会で説明させていただいたお話でございますので、私どもと梶山先生だけで進めさせていただいたのではございません。

住民：これは委員会が始まる前からこの事はずっとやってるんですよ？

課長：いえいえ、今回の委員会でこういう整理を致しますということで1から進められてきた話でございますので、委員会の前の話だと、ここは置いていただきたい。

住民：知事との話し合い、県との話し合いで、その土壌、含有というものは、ずっと協議事項になってずっと来てますよ。底質にしたのは、要するに、底質で基準、含有基準が150オーバーしてもそれは単な

る底質やから土壌対策法のそれと違うから単なる参考やということですか？

課長：繰り返し申しますけど、底質の基準を見るための調査方法を採用したということで、今この底質の基準値をですね、使用しようという話ではございません。

住民：底質に基準はあるんですか？鉛に関して

課長：ございます。要するに、泥、例えば港湾とか堀とかに溜まってる泥がですね、異常がある場合には浚渫しましょうということで、それを取るための基準はございます。

住民：いくらくらい？

課長：例えば PCB ですと、10 ppm

住民：いや、鉛

課長：鉛はですね、なかったと思います。

住民：今、あるって・・・(笑)

課長：あっ、失礼。だから、底質の基準値っていうのは設定されているけど、項目は違います。

住民：我々住民としては、土壌汚染の、土壌環境基準、土壌汚染の基準、含有基準を採用していただくのを最後に申し上げます。これはしてないから関係ないんだというのであれば、2次調査でぜひこれやっていただきたい。

課長：いや、これは地下水への影響っていうことで、今までの委員会でご説明させていただいてますんで、これまた委員会の方ですね、どういう接点がですね、我々の生活環境の影響があるかということで、整理させていただきたいと思います。

住民：もうこの処分場は鉛に、有害物で鉛がものすごい出てるわけですね。ぜひぜひそれは含有試験の150っていう基準、それ以上のものを撤去していただきますよう再度お願いします。

課長：鉛の問題となるのは、地下水にどういう影響を及ぼすかという点でございまして、それを視点として皆さんからご指摘いただいていると思いますので、そういった視点から、追加調査やっておりますので、その評価方法についてはもう一度委員会に出ていただきたいと思います。

住民：先ほど配ったじゃないですか？

課長：ですから、その点につきまして申し上げますが・・・

住民：それだけの汚染があるわけでしょうか？

課長：ええ、ですから、その表・・・

住民：地下水もものすごい汚染されてるじゃないですか？

課長：その表をご覧いただきたいんですが、SSの欄をご覧ください。

住民：SSってこの問題じゃないそれは。

課長：ですから、このSSがですね、14000という数字が出ておりますが、こういった数字について・・・

住民：***

課長：梶山委員から、ここの処分場のデータはSSが高すぎるという風におっしゃっておられます。つまり、そういった調査方法についてですね、難点がございまして、先ほどご了解いただいた調査方法ですね、確認した上で、それが地下水にどういう影響を及ぼしているのか、皆さんの飲料水にどういう影響を及ぼしているのかということを確認した上で、それで調査を進めていく、撤去なり進めていくというのが筋であるという風に考えております。

住民：委員会、委員会と言いますけどね、前回も我々六自治会はたった15分でなかなかこういう先生方に話聞くのも聞けないんですよ。

最初の約束では、住民さんと、終わった後住民さん話し合い出来ますよ、ちゃんとします、ということやったんやけど、全然時間もなくて、どうなってるんですか？これちょっと話が外れますけど、県と委員の先生方とだけで話し合いをして、都合のええ・・・

室長：委員会だけで決まってるって全然そういうこと、手続きとしてやっておりませんので、委員会にかけるものについては当然こうやって話させていただいております。で、今言いましたように、底質調査法でやって、追加分析やる、pHの高いところ、低いところ、どうやってやるんやっていうのを十分議論させていただいた中のものがございますので・・・

住民：十分？

室長：十分議論させていただいております

管理監：あの、先の委員会でもって、資料が多くて、説明が多くて、結局住民の皆さんとの意見が十分取れなかったという点については、我々も感じておりますので、その点についてはまた次回の時にも含めて、当然これについては、特に対策工のこの部分については、前回は調査結果の概要の部分でほとんどございましたので、また改めて今日程調整をしておりますので、その時には出来るだけそういう時間も取れるような形でさせていただきますので、そういう形で、我々の場合、●●さんおっしゃるように、時間が短くてそういう場さえ与えられないと、そういうのは、この間は結果的にそうになりましたけども、そんなつもりじゃないと、そこだけのご了解いただきたい。

住民：最初から15分の設定やったら、そのつもりとしか言いようがない。

室長：委員会の中で、意見を言うてもらうところで、なんか決めてるとか、そんなもんとは全然私ら思ってないので、あくまで委員さんに言うていただきたい、直接言うていただく機会をとってるということで、後はその私らと周辺自治会さんとかうやってしゃべらせてもうて、その資料をお配りさせてもうて、ここでしゃべっておりますので、今の底質調査法でほんまに鉛がどんだけ含まれてて、やってその方法でやってみようということを言わせてもうて、それでいろんな追加調査としてpHを高くしたり低くしたり、一体どんだけにしようかという議論させてもうたと思うんですけど、これは底質調査法で出た中のベスト3をやらせてもらおうということでもうたわけでございます。

だからね、胃酸で溶けるようなやつの調査法じゃなくて、こうやってやろうっていうのは、ここでこの場所で議論させてもうたことであって、委員会の終わった後ちょこちょこっとなしゃべって、こんな話だけで終わってるっていうことでは全然ございませんので、何遍もこれさえさせていただいたと思ってるんです。その追加調査の内容、pHがどう

したらいいんやと、pHの低いほうだけやると、そんなんあかんやないか、高いところしたらどうやと、こう言うてくれはったんで、それはまた委員さんに諮らせてもうて、ほんなら高いところやってみようか、ということできせてもうた、というような経過を踏まえもってこれやってるものなんですけど、いきなりその、うちと委員会の中だけで決めてるものではないので、ちょっとその辺は十分ご理解いただきたい。

住民：あのね、今おっしゃることは私らの懸案と思うんですよ。元々、助言を求める、だから、基本的には県と我々住民とが協議をしながら、

室長：ちょっと待って下さい、

住民：協議をしながら、その中で今いろんな意見出てますよね？それを踏まえて、合意できないいろいろな点がある時に助言を求めるのが委員。今聞いてますとね、県の委員の先生が、こういうことおっしゃった、おっしゃった、だからこうやこうや、っていう形で我々に出てきているんで、おかしい。

室長：そう言われたらちょっと具合悪いんですけど、今言わせてもうてましたようにね、それはね、資料として作らせてもうて、いろいろもうある限りのことはやってたと思うんですよ、今の底質調査法でやって、追加分析で酸性雨でやったり、溶出液のpHでやったり、pHを下げてずっとやろうかな、と言うたら上の方もやれと言われたんで、上の方でやると、ほんなんやったら一体どうしたらこれpH高い方で調整するって全世界的にもやったことないので、一体何の薬品使こて維持していくのや、ということについて、これはもう助言もらうことに、専門家の委員さんに聞かせていただいた質問で、pH高めるのにいろんな薬品があると思うんですけど、その薬品は何やってここで議論出て、そういうことについては専門的な助言をいただく、これでやろうと、いいんちゃうか、という意見をもうて、また提示させていただいて、ほなこれでやろうか、ということで分析始めさせてもうたということなんで、うちと委員さんの中で全然そんな、そんなことで決められるもんやと全然思ってませんので、それは今の追加分析の件については、実質ちょっと委員さんがこう言ってたという話はちょっとそういう誤解されるかもわかりませんが、それはそういう提案もあって、こういう、うちがこういう提案をさせていただいた。で、その意見を聞かせていただいて、例えばpHの高いやつでやったらどうやと。なので、低い値でやれという話についても、ほんならこれもさせてもらいましょうか、と言うて、また委員さんの助言を得ながら、何でpHを確保したらいいか、何でpHを低くしたりするか、という辺りの助言を得

ながら、また提示させていただいて、させてもうてる、という風に私は、そういう点も確認させていただいてると思ってます。前からそういうなんは、決めていく手順として、私ら基本的な考え方として、委員会は助言をいただくと、決めるのはここで決めさせていただく、ということとさせていただいてるつもりです。

住民：その辺をもう一回確認したかった。

室長：委員会で決めてるっていう話でないように進めてるつもりでございますので、今の底質調査法でやる、これは追加分析でやる、ことについては何回も手順を踏んで、委員さんの助言をもらいながら・・・

住民：そういうことをやることによって県が、国が県で最初に探しにいった。出てる有害物を取り除くんや、そのためなら探しに行くんや、というためにそういうことをやって、こういう危険性、おそれがあるやつをアルカリや酸に侵されやすい鉛や***は、どこやろう、あそこにある、さあそこに行こう、というところまで行くわけですね？それやったら別にやってくださいよ。

室長：世界的にも例のない・・・

(雑然)

住民：そういう説明は、いや底質法はそうやろうけども・・・

室長：それがどうやっていう評価を今委員の助言を得ながら相談させてもらってます。

住民：一生懸命やってはくれてる、そこまではいいんですよ。

住民：だからようやってくれてる

室長：言うておられるのは、その胃酸で溶けるやつだけっていうのは、もうこの間も、前、環境省の室長が変わる前に来られて言うてはりましたけど、そんなもんなかったら、これはちょっと難しいっていう話も踏まえながら、一体これは鉛どうしたらいいんかというのを見るために、その胃酸で溶けるんじゃないくて、中にどんなもん含まれてるかちゃんと検査してですね

住民：いや、しかしそれは県が先に提案したわけでしょう？

室長：提案はですね

住民：こうするんやって

室長：元々これの提案をそんな私ら発想もありませんので、これは梶山先生がそうなんはどうやと、今の日本の公定法で溶けてへんやつがあるんじゃないか、というようなことを前に講演もいただきましたし、いろんな委員会の中で言うていただいておりますので、その方法取り入れて、ご提案をさせていただく、いう経過かなと思うんですけど。

住民：質問していいですか？専門的なことはよくわからないんで、4-2のね、特管廃棄物の中の②の医療系廃棄物について教えていただきたいんですが、これまで県はね、処分場で医療系廃棄物が見つかって、感染性疑いがあるかどうかわからないって言って、たちまち撤去すべきものとは言えない、っていうのが立場だったんですよ？それはあの、上田一好さんの時代も、中村室長の時代も、上田正博さんの時代も、そうだったんだけど、でも例えば不良品で、使う前に捨てた医療系廃棄物かもしれないじゃないか、そういう風に言っていて、そんなこと言ったら、じゃあ、どれが感染性廃棄物で、どれが感染性じゃないのか、出す度にわかるのか、っていうことになって、僕らはすごく不満だったんですよ。今回もね、なんか感染性の疑いのある医療器具等、って書いてあって、結局これ感染性の疑いの、っていうのは誰が決めるんやという気がするんでね、原則医療系器具は撤去ということでよろしいですか？これちょっと確認したいんですけど。

住民：それについてね、医療系の廃棄物、これは一般廃棄物も、感染性も、後はこれ全部焼却するという風に届をして、それで許可を得てるんです。だから、あそこにあるということが違法なんです。だから全部撤去してもらおう。

室長：あのですね、確かにあそこで医療系っていうて出るっていうのはRD社が違法な埋立をしたという状況でございます。今の他の事例でもありましたので、環境省の方で判定をするための考え方を示されてます。それによりますと、例えばこの注射針があったと、これきつと使われたものちゃうやろか、血液の前ついてあったもんちゃうやろか？というようなことは当然出てきます。ただ、それはもう1年以上そういう状態であったら、感染性の危険性はないやろと、ただその針刺さったりしますんで、物理的な危険性があるんで、これはちゃんときちんとする時にはちゃんとしなさいよ、感染性じゃないけども、もし出す

んやったら、ちゃんと手に刺さったりせんようにしなさいよ、という、そういうマニュアルがありまして、その中に血液が固まってあるって言いますかね、例えばですね、血液、採取した血液が出てきたというようなもんは、紫外線、外にほっぼり出してはったら、紫外線に当たって死んでしまうかもわかりませんが・・・

住民：あのね、現実問題としてね、医療用の廃棄物が袋に入って、RDの袋に入ってね、掘ったらたくさん出てきてるんですよ。そんなもんいちいちね、血がついてるかどうか調べるんでしょ。さっさと持ってっってもらった方がよっぽど税金も安くて安全性も確保できると思うんだけど。

室長：今ボーリングでですね、採血しますよね？

住民：ボーリングで採血？

室長：ボーリングで採血をした血液の入ったもんが見つかってます。これはね、もうそんなもん10年以上も前のものかなと思うんですけど、それはね、感染性の疑いが絶対ないんや、とはなかなか言いきれないもんが出てきてるとい、そういう・・・

住民：いや、だからさ、それはもう住民感情から言っても、持ってくのが当たり前でしょうが。そこズレてる。感染性だからどうだとか・・・

住民：あのね、環境省に私質問しましたよ。その中にね、医療系廃棄物は何年経ったら感染性がなくなるのか、という問いに対して、わかりませんという返答でしたよね。

室長：それはね、環境省として、今きっと聞かれたのはね、医療系の廃棄物を処理する側の人の質問に対しては、1年以上放っておいたら、もう別にいいですよ、とそんな話にはならん。ただ、不法投棄されたら、医療系廃棄物の取り扱いについて、一応一定のマニュアルが出てある、こういう話です。

住民：私は環境省に聞いたんです。

室長：環境省がですね、医療系廃棄物を処理する業者さんが、これ長いこと放っておいたら医療系廃棄物として処理、感染性廃棄物として取り扱いせんていいやろか？と聞きはった時に、これはあきまへんわ、とこう答えるわけですわ。ただ、不法投棄されたもんをどう処理する

か、というのはまたちょっと別の観点でありまして・・・

住民：私は、RDとして話をしたわけですから。そうでしょうか？私の質問の中にあっただけでしょう？

室長：それはちゃんと環境省から文章が出てますので・・・

住民：文章もろてませんわ、私ら。

室長：もうてないのは、もらってたら明らかに***。まあそういうなものがあるんで、そういうものについては・・・

住民：いや、これはね、全面撤去だよ。どう見ても、住民感情から言っても、そこにね、点滴袋だとかね、医療系のがあってね、それはいいんだなんて理屈は通らないですよ。これはちょっとぜひこの点は、全面撤去ということをお願いします。

住民：はいはい、私も全面撤去してもらいたいのので、医療系廃棄物、注射容器がね、みんないっぱいあるわけね、ふたがしても、中、あれ注射とか、いろんな液、残ったままなんです、残滓。パーフェクトに残ってます、瓶の中に。あれはどうなんです？きれいに洗ったやつをほかしたっていうんやったらまだ分かる。中入ったままですよ。これ、開けてみたら残ってまっせ。

(雑談)

住民：だからね、これね、だから***なんやから、感染性の疑いのあるもん撤去してもうたらいいわけですよ。

室長：疑いのあるやつはこういう風に書かせてもうて・・・

住民：全部疑いのあるやつ。

室長：特にその医療系のを掘って探しにいくって話にはちょっとなかなかかなりづらいかもわかりませんが、その出てくるものについては、出していくという・・・

住民：***黄色いところとか、赤いところとか、廃棄されたままで埋まっていますよね？

室長：医療系のものは、全然年月たったさかい大丈夫やということではないと。

住民：これはもう医療系はみな。それ自体これ消して下さい。

室長：消したら出さへんということになる

住民：感染性の疑いのある医療器具等、というこんな表現がいらん。

住民：医療系のね、違法に埋めたのかわかってて、出す気はないってどうということこれ？探す気ないってどうということこれ？

住民：これ住民との話し合いやから、これみんな我々の要望やから・・・

室長：まあまあまあ、うちとしてはこういう形で、またそれも伝えさせていただいて・・・

住民：いや、うちとしては、ってこれ個人とちゃうで、これあんた。公の人なんやから。うちはこうしたああした、ってそんなんおかしいやろ。

住民：だから、県として判断してもうたらええわけや、我々の意見を聞いてわかりました。

住民：県に判断させたらあのまんまやで、すべて。

住民：今回の話でね、医療系廃棄物と、さっき言った液状廃棄物浸潤土砂、これは全部どけてもらったら住民としては大変助かるなど、この2つはぜひとも再検討して処分場から撤去するようにお願いいたします。

住民：●●さんおっしゃった液状廃棄物の件なんですけれども、もう一回2次調査で、元従業員の方の証言を整理していただいて、19年度に調査したということですけども、ケーシングしていただいたら確かです。でもただ、目視で確認、というような調査だったんです、19年度は。だからもう一回整理していただいて、有機物のある、そういう他の液体の廃棄物が、液状の廃棄物があるのかないのかっていうことをきちっと調べていただけるようなものにしていただきたいなと思います。

住民：さっきね、私の方で全然ようわからへんかって。梶山さんが SS が多いたら云々と言うてはりましたね。んで、小野先生が、SS もそれはそれでそういうもんがあるんやということで、どういう評価するかわからんけど、そういうもんやという、それでいいんじゃないかみたいな話してはったと思うんですけど、その辺はどうなんでしょう？

課長：あの、SS でも、動くものと動かないものがあると思うんですね。要するに、梶山委員もおっしゃった、コロイド状のものは動くんですよ。これは注意しなきゃいかん、という話だったんですよ。それは当然取るべき話だと思います。ただし、大きな粒径のものですね、私どもはサンプリングした水なんかを見ていますと・・・

住民：小野さんそういう風に言うてはりました？

課長：ええ、ですから、そうじゃなくて、それは真意はそういうことですので、そのね

住民：真意がそういうこと？

課長：ですから、

住民：小野さんに後から聞いてもうたんですか、そのその真意を。

課長：ええ、ですから、それはね、私どもが何度かやりとりしてる中で、私どもが理解してるのは、そういうことです。要するにコロイド状、粒径が小さいものは動きますけども、粒径の大きなものですね、こういったものについては、動きにくいし、先ほどの梶山先生のお話ですね、そういったものが高いので、これは少しサンプリング方法として問題があるのではないかということ、***的に理解してますけど。

住民：そんな風に私は聞いてなくて、小野先生が、全国的にそういう SS の多い井戸っていうのはあるんだと、たくさんあるんですよ。で、何を調べるのかということ、何の目的でその調査をするのかという、その視点がいろいろな、どういう状態なのかっていうことによって変わってくるというような言い方されてたので、今中村さんおっしゃったような・・・。私はそういう受け取り方はしてます。

課長：ですから、その視点と言う意味合いにするならば、先ほどからもちょっと繰り返し申し上げておりますけれども、地下水と一緒にどう動くかっていう視点だと思うんですね。

これが地下水にどう影響を及ぼすかという視点だと思いますので・・・

住民：それはそちらが思てはるんでしょ？

課長：いえいえ、それは皆さん方が一番心配なされてたのが、地下水じゃないんですか。とおっしゃったので、そこから我々も地下水への影響を考えて・・・

住民：動かなくても、地震が起こったら崩れていくとかいうこともあるやろし、そういうこともあるんやないんですか？

課長：地震起こったら・・・

住民：土砂崩れ起こったら崩れていくとかね、私らそこにそんなもんが、変なもんがあると急に言われて心配してるんですよ。それが、溶けたら処分、溶けなかったら大丈夫ですと。動かなかったら大丈夫ですと。そういうもんでもない。

課長：いや、基本的に、その・・・

住民：***

課長：ええ、ですから

住民：法律はそうなってるかもしれんけども・・・

課長：ええ、法律上の仕組みっていうのは、それが動くか動かないかの視点ですので・・・

住民：そうなってるかもしれんけども、そういうもんじゃないんですよ。私らが思てるのは、そういうもんじゃないですよということ、とりあえず昔から言うてますやん。

課長：ですからそれをね、法律上のことを動かそうとすると・・・

住民：法律変えたらよろしいやん。

課長：いやいや、法律は変わらないですから、そこをどう理解していただくかという案をね・・・

住民：だから法律動くって言うたのは***やけど、そういうもんなんですよ。だからそういうもんを理解しながら進めていってほしいんですよ。

室長：この間、小野先生が言わはったやつはですね、井戸の水を変える、入れ替えた水を測ることについて言われた結論の中で言わはった言葉なんですけど、井戸はですね、溜まると、有機物とか腐ってきて、どんどんSSが増えてくる。で、処分場の内部に溜まってる保有水を測りたいのか、何のために測りたいのか、ということやと。

処分場内の保有水の状況を測りたいのであれば、井戸内の溜まり水を入れ替えた水を測るのが常識やということで、溜めといたら有機物が腐ってSSが増えてくるぞと、だからこの腐った水を変えたんやったら、これで測ったらええ、というようなことを言わはった。コメントはそういう意味で言わはったと。

住民：まあええんですけどね、そういう風にね、一元的に***持って、***というのはね、そんな時は・・・

室長：SSが多いという問題意識は、全委員さんが持っていてくれはって、この間委員さん、ちょっとややこしかったですけど、一体何が測りたいんやという話の中は、腐った溜まり水を測りたいのか、保有水を測りたいのか、ということであれば、入れ替えて測るんやでって言わはったと。そういうちょっとあのどういう意味で言われたのか、と思われる発言やったかなと思いましたので、ちょっと言わせてもらいました。

住民：あの、浸透水、まあ要するに保有水、あれは普通の安定型処分場、ここはもう異常ですけどね、普通の安定型処分場***はピットをもうけてる、大きいピットの中で汲みあげてますよね、浸透水。これは溜まったままですよ、入れ替えなんてしてませんよ。普通、平均、全国的に。

室長：そういうピットがあるところとないところがありますので、ないところについては、こうやって溜まった水、言うてはるように、腐らせて測るのか、他のところの水と、空気とこうさらされて、VOCが飛んでしもて腐ったような水測るっていうのはおかしいんちゃうか、っていうのが前提でこう言うておられる。

住民：他の安定型処分場のピットでやってる、どっちかいうとみんなダ

ムを作ってその下に堰堤作って、ピット槽があるんですね、普通。なんでそこ腐ってとられるん、役に立たんのにあるん？納得いかんですね。

室長：そういうの無いところは、井戸掘ってやる。

住民：浸透水って元々腐ってますもん。特に RD は腐りきってます。

住民：ドラム缶の調査やけど、今電気探査した2箇所で終わりということになっとるんかな？ドラム缶の調査としては。

室長：証言として、前の19年度以降の新たな場所としては、2箇所ということで・・・

住民：それで終わりってこと？ほんならその移動、いろいろ移動したっていうのはどうなるわけ？

室長：新たな証言があればまた・・・

住民：いや、新たな証言って移動したってというのが前回の、承知してますっていうてたやん。

室長：それがね、移動させたと。なんかあの、情報高校側に持って行った、あれはどうなっただろう、という証言ありますけどね、どうなったのか、どこに埋めたということがあれば、またそれは調査します。

住民：だから全体どこにあるかわからへんちゅうことやん。ということは全体を全部調査せなあかん。あれは2箇所限定はあかんこれ。それから、ほんで探しに行く目的でやっとなのか、そうでないのか、そこで別れるみたいなもんや。

先にいく気がないから、2箇所だけでええと、我々はそう思うわけ。あくまであそこは安定型処分場ということをおぼれたら困るよ。

時々言うんやけど。ほんで今調査委員の先生にどう言うてるかしらんけど、特措法を前提とした調査ですって言うてるのか、どういう言い方してるわけ？我々は特措法関係無いよ。

あそこの有害物をいかに出してくれるかっていうのが我々の要求やから。特措法みたいなん関係ないねん。

室長：代執行、税金を使ってやる代執行です。

住民：どこの税金？ということは、特措法を前提としてるわけ？

室長：まあ我々は当然そういう制度があれば、特措法使う。

住民：他にはあと県費でやる気はないわけ？

室長：まあ制度があれば、特措法使う。

住民：それでは県が責任取ったことにはならんよ。安定型処分場をあんなぐちゃぐちゃにしといて。

RDも責任あるけど、県にも責任は大きくあるわけやから。それをたった2箇所ですべて終わりで済むというのは、納得でけん、俺は。

こんないい加減な調査、調査ちゃうわ、こんなもん。全体を調べるのが調査よ。

住民：あの手この手を使って探しにいくって言うてた。あの手この手使って結局最後は何を言うてるのかわからへん。

住民：結局あれも取らないこれも取らない言うように・・・

住民：これもしましたあれもしました

住民：中村さんがおっしゃってるそれやったらもう全部なしやわ。

住民：だいたい溶出とかそんなん全然我々関係無いわけ。ものがある自体が問題なんや。

室長：だけどそれはあの・・・

住民：基準たら、基準たら、それも関係ない我々は。

室長：そんなこと言うたら怒られるかもしれませんが、去年からずっと積み上げて調査方法積み上げて、まだまだ納得できない部分がありながらですけども、調査始めて、ここまで来たもんですので、今ここ、調査結果だいたい分析して、調査結果出てきた段階でですね、やっていくかというところをまあちょっと詰めてますんで・・・

住民：それ足らんから、2次調査でやってもらわなあかんということ。

住民：はい。RD問題周辺自治会連絡会というあれで、2009年11月

24日に知事さん宛てに RD 安定型最終処分場の対策工実施への基本
要求っていうのを出しています。

これまだ生きてますからね。昔のことは知らんということはないと
思います。で、これは県の方から連絡会の方に要するに対策工出せと、
自治会こっちで出せということやったんですけど、我々ちょっと、そ
れはちょっと対策工には能力的に無理やからできない。こういうふう
にしてください、という基本 requirement を出しています。それは生きてます。
それは今と違うって言うことのないように。

その中で、ちょっと気になってる、深堀の穴ですね、写真で2つポ
ーリングで1つ、かなり見つかってますけど、まあポーリングと写真
でね、はっきりしてるんですけど、それをどうするのか、というのを
聞かせて欲しい。

で、最も心配してるのは、あそこは心配というより、県はほっかむ
りしてしまってるんですけど、許可容量、当初許可した容量より、追
認した上に更に調べたら、3倍になってる。環境省の話も聞いてみて
みると、それは大変なことや、何を今までしてたんやというような感
じだったんですが、その辺のことも、我々ものすごい心配してるし、
それは知らんて、さっきの話、昔の話やってことのないように。

室長：まあちょっと言わせてもらいますと、今の許可基準を超えたとい
うやつは、前から何回かもう言わせてもうてまして、先ほども言いま
したけど、前の環境省の不法投棄対策室長が、来ていただきまして、
それについてはもうちゃんとわかっていたいただきたいということも踏ま
えて、あそこでまた言うていただきましたけども、許可容量を超えた
さかい、その分出すということは気分的には分かるけど、それは出来
ん、というようなことを言うていただきましたんで、その辺ちょっと
そこはご理解いただきたい。

住民：承知したわけじゃない。承知なんて全然してない。とんでもない
話やと思います。なんで3倍。

室長：ご意見いろいろ持つておられるということは前から承知はして
おりますけども、そういう状況でございます。

住民：勝手に***は説明した言うてそれで終わってるみたいに言われ
たら、僕ら・・・

住民：いや、説明したって、何人が納得したんです。

室長：えっ

住民：説明したけど、住民は納得したんですか？基本要件にちゃんと
たわれて出していますよ。

室長：基本的に代執行でやる部分は、元々業者が生きていて、改善命令
する分には、その時また言われましたけども、改善命令でやらせるの
なら、許可をだしてる部分でさせられるけれども、代執行っていうの
は、生活環境保全上の支障を除去するという限度がある、ということ
でございますので、この間来られた時の不法投棄の荒木室長は●●さ
んの前から言うておられるのは、十分知っておられまして、それにつ
いてはもうちょっとわかってもらえるようにしゃべるわ、という話を
しておられたところでございますので、その辺ちょっとご理解いただ
きたいなと思います。

住民：その時ね、県が出したのは、39万なんぼで***で出しとった
わけですよ。それで、会社がつぶれてから72万m³に変えたんです
よ。あなた達が勝手に。

室長：そういうことで、いろいろご不満があって、言うていただくのは
非常に気持ちはわかりますけど、今はまあなんとか対策やって、生活
環境の支障取っていきたいと言う・・・

住民：私たちは納得してないってことははっきり頭に置いて下さい。

室長：前から承知はしてる、そういうことでございますので。

住民：PCBですけどね、含有でね、これもびっくりするぐらいの値が出
てますよこれ。先ほど除去が10ppmと言われました。これ9.14
とか、かつかつですよ。なんで安定型処分場にこんなPCBがたくさん
あるんですか？

これこそね、ドローっとしたなんていうのかな、***とか、ドラ
ム缶から流出したとかさ、そういうのないとこんなもんよう出ないで
すよ。

こんな高濃度で。トランスも入っているかもしれへんけど。

住民：これはね、***。このままでは承知でけへん。

室長：また、いろんなデータをみて評価して。

住民：評価しないというのが最初書いてましたね。全含有とか。***

評価してもらえます。

それと、鉛のね2 - 1 2ですか、全含有量試験で出した値ね、かなり高いね。***。

住民：いいですか？もうそろそろ9時半なんで、いつも同じような話になってしまう気もするんですけども、これまでね、ドラム缶なんか目に付きやすい問題が一番注目されてきてね、それに対する対策する形でやられてきた訳なんですけども、ドラム缶というターゲットが他にもあるということになるならば、さっき仰ったように、***ように、全部処分場を電磁探査なり電気探査しなければならないんですよ。

ただ、ドラム缶だけが有害物ではなくて、さっきも言ったように、汚泥があったりですね医療系廃棄物があったりということになると、じゃあ、電気探査、電磁探査やればそれでおしまいかというと、それでは不十分だということになってしまうと思うんですよ。

一番分かりやすいのは掘削調査なんですよね。ハッキリ言ってどの程度掘削除去してくれるのか、そこだと思っただけなんです。ある程度掘削してもらって、そして地下水汚染がどの程度軽減されるのか、それを見た上で、それでいいのか、あるいはさらに対策が必要なのかっていうような議論になっていくんじゃないかなと思うんで、もうそろそろですね、全体的な対策工でさっき有害物を原則のけるって言ったわけですから、その掘削案をですね、もう内部では検討されているかも知れないけれども、出してもらった方が話が先に進むかなっていうふうに私は思います。

で、同時に今日で出た様々な意見も検討してもらってもいいんですけども、調査のことになるときりが無いということがあってね、さっきも言ったように、医療系廃棄物を感染性かどうかを確認して、そして感染性があれば持って行ってというのは建前かもしれないけど、そんなことよりも医療系廃棄物全部持って行った方が安上がりの場合もあるわけですよ。だから、形式的合理性を考えるか実質的合理性を考えるか、どっかで形式的合理性じゃなくて実質的合理性の判断っていうのが必要になってくるんじゃないかなと思いますので、ここは少し部長とも相談して頂いて、対策工をどうすべきかということ、もう一歩進めた案を県の方で提示して頂きたいなというふうに私は思います。

住民：ひとつね、先ほども話し出しましたが、容量オーバー、これは2.5倍なんです。許可の2.5倍。だから、その部分は絶対のけさせてもらおうと。

もし、何やったら次回の時に知事に来てもらってですね、やっぱり知事の意見も聞いてですね。

住民：それはね、特措法の兼ね合いから、何度も言ってるように、生活保全上の支障という面をどうリンクさせるかという問題。

住民：いやいや、それは不法投棄ですから、絶対出来るはずです。

住民：そのへんの論理を含めて、県のほうに検討してもらわないと、もう住民側の意見というのは十分理解して下さってると思うので、そこをどういうふうに政策的に繋げるか、そこは行政マンとしての腕の見せどころだと思うんで、ぜひ宜しくお願い致します。

室長：今、おっしゃって下さった実際にどんだけ出すかという部分については、これから具体的に出していく必要がありますので、今ね1次調査が出てきたものの、出すのであれば広がりを見るということになってきますので、そのへんは具体的なものを出していくのかなと思いますけど、今の段階で出てませんが。また、議論させてもらいたいと思います。

住民：この4-2なんていうのはとんでもない。これやったら、あまりにも離れすぎてますね。前回も言いましたけどね、もう少し案を変えてもらえませんかと言いましたけど、何も変わってないんやからね。

住民：したがって、今日こんだけ意見出た。さらにこれ修正して、今日決まったわけじゃないですよ。

室長：今日のでまとめさせて頂いて、これも、私どもも言うてもらったもの全部これ変えるということにはならないと思いますので、聞かせて頂いたやつで、これはっていう部分があったり、あるいは何回も前からやり取りしている部分で、なかなか両者の意見が合意出来てない部分については、また先生の助言を頂きながら、見えてくる部分もありますけど、とりあえず今日見て頂いたものについてはまとめて、この間の委員会のときに十分話してもらえませんでしたので、そのへんは十分キッチリとそのままお伝えはさせて頂く。

今の聞かせていただいたのを全部反映させるということにはなかなか。ずっと昔から平行線の部分もございますので、そのへんはもういつまでも平行線でやってられませんので、委員の助言をもらいながら何とかこう***

住民：で、事前に資料を配って頂く。

室長：いつも・・・

住民：これまで来て、ここで言ってそれで決めるんやという話。

室長：事前に配らせてもらいます。事前になるべく早う配ろうと思いな
がら、いつもぎりぎりになってしまっている・・・

住民：2日前や1日前じゃ、全然意味ない。

室長：あとですね、委員会をまた開かせて頂く日程調整を今させてもろ
てますが、なかなか***休みのときは余計忙しいといえますか、通
常の授業のサイクルで動いていると、都合がつく日があるんですけど、
長期の用事がここ入ってくると、なかなか日程が合いませんで、何回
も何回も調整させて頂いて、何とか早い時期に開催させて頂きたいな
と思っておりますが、全員が揃って頂くのは無理かなと思いつながら、
なるべくたくさんの方に揃って頂ける日を探しておりますので、また
皆さんにお話させて頂きますので、宜しくおねがいします。

また、出来るだけその時の資料は早く送らせて頂くようにしようと思
います。

住民：すいません、ちょっと最後に。冒頭に藤本管理監のご挨拶の中で、
常任委員会の委員にもスケジュールの配布資料の説明しましたという
話があったんですけども、常任委員会の中でこのRDに関する請願書と
いうものが出された中で、それを採択されたということを知り及んだ
んですけども、議会もまだ終わってませんので、最終、議決まで至っ
てないんでしょうけども、常任委員会の中では採択すべきものという
ことになったのかなあというふうに聞いているんですけども、もし、
そういう形で議決がされた場合には、県としてはこういう請願書とい
うのはどいういふうに扱うというふうに、ちょっとお聞かせ願いたい
のんですけども。

管理監：一般的に請願というのは、議会に***、常任委員会では確か
採択をされて県議会の最終日をもって議会としての議決を、採択する
かどうかを決める。請願というのはそういう意味で議会としての意思
を示されたということで、これは執行部としては尊重すべき立場では
あると思いますが、全て出来るとか出来ないとかいうのは、また別の
執行部としての考え方も別にございますので、その点については逆に
議会から請願が出てきた場合には、その請願について確か次の9月議
会でもって、この請願について県はどのように対応するのか、どうい
う考え方というの報告を逆に執行部からはしなければならない、いう
形になっておりますので、それをもって議会を経るという形になるか

と思います。

ですから、請願イコール事業にそのまま繋がるという形ではなくて、あくまでも一旦執行部として受け止めて、議会に対して具体的な考え方で対応するのを、次の定例議会である9月議会で多分報告するという形になろうかと思います。

司会：他に、ご質問等ございませんでしょうか？

住民：ちょっと、また余談になるんだけど、浸透水の井戸のPCB管のところに、前回終わってから藤本さんに聞いたんですけど、こういう6自治会との場で言いましたと。

ところが、聞いてみると聞いてない人ばかりでしょ。これはどういうことか？

室長：何でした？ごめんなさい。

住民：浸透水の井戸のPCB管の話。PVCか？その後、いっこうに聞かれへんかったからね、前回終わってから聞いたら、6自治会との話の場でちゃんと言いましたよって言うんだけど、我々聞いてない。

(雑談)

参事：ちょっと、今議事録を確認しないとはっきりしたことは分かりません。

私らとしては、こういう場で変えましたということでは言わしてもらったように思っておるんですけど・・・

住民：他の人、聞いてないもの。

住民：調査委員会の前に・・・

管理監：フィルターみたいなやつは最初あかんというような話があって、それについてはもう一回うちのほうで業者とかに確認しますという形でいって、あと、この中のメッシュが細かすぎるという話があって、その結果、業者とかがやって特注で作ってもらうという形で、メッシュを大きくしましたと。

さらに、砂の大きさも大きくするという形でやらしてもらいますということ、その次のこの場で私させてもらったと思う。

住民：その次は前回や。

住民：あれから委員会は6月19日にあったと思う。

住民：委員会があって、その次、前回・・・

住民：5月の最初にやってから、ひと月1週間か2週間ぐらいはなかったと思う。

住民：なかった。

住民：それを知った人と知らん人がおるんは、こういう会議を何のためにやるのか。

住民：***、あんまり長すぎるいうて。

住民：分からへんから、わし聞いてん、終わった後。ここであった6自治会の話の場で、ちゃんと報告しましたゆうけど・・・

室長：私、ちょっと記憶が。そのまま黙ってやるということは、私らあんだけいろいろ議論した・・・

住民：ここでやってくれはった次の話し合いが6月29日、その前に19日に委員会。

室長：私、調べなあかんのやけど。話し合いまで***、自治会をまわらしてもろてお話させてもろたと思うんですけど。

入れるまでにこの場所で***。早くせなあかんので、自治会をまわらしてもろて、お話をせさせてもろた。これは、黙ってやる***やないので。自治会長がおられないところは***。

ということで、そうせてもらいたいということで自治会まわらしていただいた。

住民：自治会に紙かなんか渡してくれはったん。出来たら紙渡してもらおうと。

室長：あんだけ議論して作ってもらったんで、やる前にきちっとまわらしてもらおうと思って。その場所がもしかしたら、***。

住民：ここで聞いたよね。私も聞いた記憶あるもの。

住民：こちらの言うとおりに、特別に作ってもらえるというのは一切聞いてないよ。

住民：自治会の会長さんのところへ直接まわって説明しやはった***

住民：何で藤本さんが6自治会の場でちゃんと報告しましたと・・・

住民：その後、その後。

住民：ちゃんと聞いてない。その後で前回よ。その時は言うてないよ。

住民：栗東市さんが一番客観的に・・・

住民：言うてない、言うてない。そんなもんな私らも質問してんねんから、聞いたらみな覚えてるわな。

住民：ちよっともう議事録確認して下さいよ。もう、時間も時間だから。

住民：いや、結果はそれでいいんやけども、そういうこと言われると、聞いてないのに。言われると困る。

管理監：もう一回確認します。勘違いしてて、事前に言うたか分かりませんので。

住民：いや、知った人がいるということは、自治会はまわってると思うねや。

管理監：それは、まわらしてもろてます。

住民：自治会と書いたもんをやで。毎回出てる人数分ぐらいは持っていかなあかんやん。

管理監：書いた形ではやってないのは覚えてますねやけども。ご希望とおりの回答がはかれるようにしましたのでという形で伝えた覚えがあります。

ちよっと勘違いしてることもあるかもしれませんが、そこは確認させてもらいます。

司会：それでは、話し合いを終了させて頂きたいと思います。話し合いの終わりにあたりまして、藤本管理監お願いします。

管理監：具体的な***については、たくさんのご意見ご要望等を頂きました。岡治室長の言うことも、可能な部分と可能でない部分があるかも知れませんが、出来るだけそんなもん整理しながら出来るだけ早くお話をさせて頂いて、お互いの意思疎通を計ればというふうに思っております。

今後はまず、ちょっと次回の調整中ですので、今お話することは出来ませんが、また、本日出しましたように、出来るだけ資料を早く頂いて、どうしても前日とか前々日くらいに届けるよりも2日前3日前にお渡しするように、出来るだけ努力をさせて頂きたいと思います。本日はどうも長い間有難うございました。

以上